Ⅰ　令和4年度就学援助制度の実施について

1. 就学援助制度の周知方法

都道府県	市町村名	(1)就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○）											(3)　就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの1つに○）					(5)就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるもの全てに○）								(7)就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるもの全てに○）					
		ア. 教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ. その他（内容を（2）に記入してください）	（2）（1）のコの内容	ア. 申請締切を設定し、期間内の申請のみ受付け	イ. 随時申請を受付けており、年度当初分から援助	ウ. 随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ. 各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ. その他（内容を（4）に記入してください。）	（4）（3）のオの内容・補足事項	ア. 申請を希望する者が学校に提出	イ. 申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ. 申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ. 申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ. 申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ. 申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ. その他（内容を（6）に記入してください。）	（6）（5）のキの内容	ア. 目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ. 漢字にはフリガナを付記	ウ. 援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ. 各費目の援助額や年間給援助額の記載	オ. 外国語の申請書を作成	カ. その他
43	43	43	12	21	21	20	36	43	1	5	5	5	0	1	41	1	0	0	19	4	12	13	0	0	1	1	16	0	6	26	2	5
鹿児島県	鹿児島市	○	○				○	○							○							○						○	○		○
鹿児島県	鹿屋市	○	○	○	○	○	○	○							○						○								○		
鹿児島県	枕崎市	○	○		○	○	○	○							○					○		○								○	
鹿児島県	阿久根市	○		○		○	○	○							○				○										○		
鹿児島県	出水市	○				○	○	○							○						○						○		○		
鹿児島県	指宿市	○	○	○	○		○	○	○						○						○						○				
鹿児島県	西之表市	○				○		○			○	小学校入学予定者については、該当する子どもがいる世帯に対し、市教育委員会から郵送で就学援助制度案内を送付。 新入学用品の入学前の申請書を同封。			○				○	○							○			○		
鹿児島県	垂水市	○	○	○		○	○	○							○				○								○		○		
鹿児島県	薩摩川内市	○	○	○	○	○	○	○							○						○								○		○
鹿児島県	日置市	○		○			○	○								○						○					○		○	○		
鹿児島県	曽於市	○		○	○		○	○							○				○								○					○
鹿児島県	霧島市	○	○		○		○	○							○										○	全員に希望調査を行い、希望される方は申請書を記入して提出			○	○		
鹿児島県	いちき串木野市	○	○	○	○	○	○	○							○							○								○		
鹿児島県	南さつま市	○				○	○	○							○							○					○			○	○	
鹿児島県	志布志市	○		○			○	○							○						○								○	○		
鹿児島県	奄美市	○					○	○			○	家庭状況に変化が見られた世帯や転入してきた世帯に対し、各学校を通じて就学援助制度の書類を配付している。			○								○							○		
鹿児島県	南九州市	○	○		○	○	○	○							○							○							○		
鹿児島県	伊佐市	○		○		○	○	○		○					○				○	○	○								○		
鹿児島県	姶良市	○	○		○		○	○							○				○										○		
鹿児島県	三島村	○					○	○							○						○						○		○		
鹿児島県	十島村	○		○		○	○	○		○					○					○									○		
鹿児島県	さつま町	○			○		○	○							○						○										
鹿児島県	長島町	○		○		○	○	○							○				○												
鹿児島県	湧水町	○	○		○	○	○	○							○				○		○								○		
鹿児島県	大崎町	○		○				○							○				○								○				
鹿児島県	東串良町	○	○	○	○		○	○							○				○								○				
鹿児島県	錦江町	○		○	○	○	○	○							○				○	○							○				
鹿児島県	南大隅町	○		○	○	○	○	○							○				○		○						○				
鹿児島県	肝付町	○		○	○		○	○							○						○							○			
鹿児島県	中種子町	○			○		○	○			○	就学時健診の際に教育委員会で資料配付及び制度説明を行っている。			○				○												○
鹿児島県	南種子町	○					○	○		○					○				○												

		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																																					
		令和4年7月時点の貴市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																																					
都道府県	市町村名	<小学校> （1） 実施・検討状況について						<小学校> （2）（1）のカの内容	<小学校> （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<小学校> （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）									<小学校> （5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法 （あてはまるものの全てに○）												<小学校> （6）（5）のコの内容	<小学校> （7） （4）でア．イ．ウ．エの場合の ①周知時期、 ②申請期日、 ③（7）の場合）支給時期	<小学校> （8）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるものの全てに○）						<小学校> （9）（8）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給をしておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他（内容を（2）に記入してください。）		ア．令和3年度（令和4年度新入学分）以前	イ．令和4年度（令和5年度新入学分）	ウ．令和5年度（令和6年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を郵送	コ．その他（内容を（7）に記入してください。）			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増えると、支給後に転居へした場合の対応など、事務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他（内容を（9）に記入してください。）	
43	43	34	7	2	0	0	0	1	34	1	0	6	0	0	0	0	0	0	9	25	0	13	9	10	16	13	1	1	0	5	8	8	0	1	0	1	0	0	0
鹿児島県	鹿児島市	○							○											○		○	○							○									
鹿児島県	鹿屋市	○							○											○		○	○		○	○													
鹿児島県	枕崎市	○							○											○		○			○														
鹿児島県	阿久根市		○									○																											
鹿児島県	出水市	○							○											○						○				○									
鹿児島県	指宿市	○							○											○		○	○	○	○														
鹿児島県	西之表市	○							○											○											○	小学校入学予定者については、該当する子どもがいる世帯に対し、市教育委員会から郵送で就学援助制度案内を送付。 新入学用品の入学前の申請書を同封。							
鹿児島県	垂水市	○							○											○		○	○	○		○													
鹿児島県	薩摩川内市	○							○											○		○				○		○			○	就学時健康診断の案内とともに制度案内や申請書を送付。							
鹿児島県	日置市	○							○											○				○															
鹿児島県	曽於市	○							○										○						○						○	就学時健康診断の際に教育委員会で案内を配布							
鹿児島県	霧島市	○							○										○			○	○		○						○	コミュニティFMでの呼び掛け							
鹿児島県	いちき串木野市	○							○										○							○					○	就学時健診の案内に、就学援助の制度説明と申請書を同封して送付。就学時健診の際に就学援助の申請書を提出してもらう。							
鹿児島県	南さつま市	○							○											○					○													
鹿児島県	志布志市	○							○											○			○			○													
鹿児島県	奄美市	○							○											○										○									
鹿児島県	南九州市	○							○											○		○	○		○														
鹿児島県	伊佐市	○							○											○				○		○				○									
鹿児島県	姶良市	○							○											○		○			○														
鹿児島県	三島村		○									○																											
鹿児島県	十島村		○									○																											
鹿児島県	さつま町	○							○											○						○					○	就学時健康診断の案内に就学援助の書類を同封							
鹿児島県	長島町		○									○																											
鹿児島県	湧水町	○							○										○			○	○	○	○	○													
鹿児島県	大崎町	○							○											○		○		○															
鹿児島県	東串良町	○							○										○						○														
鹿児島県	錦江町	○							○										○						○														
鹿児島県	南大隅町	○							○											○				○	○	○													
鹿児島県	肝付町	○							○											○				○															
鹿児島県	中種子町	○							○											○			○		○	○													
鹿児島県	南種子町	○							○											○											○	教育委員会から新入学世帯へ案内を送付							

																																3. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた家計急変世帯の認定について（準要保護）							
																														（1） 当てはまるもの１つに○をしてください。							
		＜中学校＞ （1） 実施・検討状況について							＜中学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）								＜中学校＞ （5）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに○）																
都道府県	市町村名	ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学用品や費用を無償化し、入学前支給を行っていないため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他（内容を（2）に記入してください。）	＜中学校＞ （2）（1）のカの内容	ア. 令和3年度（令和4年度新入学分）以前	イ. 令和4年度（令和5年度新入学分）	ウ. 令和5年度（令和6年度新入学分）以降	エ. 未定	ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	ア. 予算の確保が困難だから	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務事務量が増加するから	エ. （入学前支給である）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ. その他（内容を（6）に記入してください。）	＜中学校＞ （6）（5）のエ及びオの内容	ア. 従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、新たに認定基準等を整備し、その基準により認定	ウ. 相談があった場合、事例に応じて個別に支援	エ. 就学援助制度以外の経済的支援により対応	オ. 新たに認定基準等を整備することを検討中	カ. そもそも対象者がいない	キ. その他（内容を（2）に記入してください。）	（2） （1）のキの内容
43	43	35	6	1	0	0	1	1	35	1	0	5	0	0	0	0	0	0	10	25	0	1	0	1	0	0	0	10	0	26	3	2	2	0	1
鹿児島県	鹿児島市	○							○											○								○							
鹿児島県	鹿屋市	○							○											○										○					
鹿児島県	枕崎市	○							○											○										○					
鹿児島県	阿久根市	○							○											○								○							
鹿児島県	出水市	○							○											○										○					
鹿児島県	指宿市	○							○											○								○							
鹿児島県	西之表市	○							○										○									○							
鹿児島県	垂水市	○							○											○										○					
鹿児島県	薩摩川内市	○							○											○										○					
鹿児島県	日置市	○							○											○								○							
鹿児島県	曽於市	○							○										○											○					
鹿児島県	霧島市	○							○										○									○							
鹿児島県	いちき串木野市	○							○										○											○					
鹿児島県	南さつま市	○							○											○										○					新型コロナウイルス感染症の影響によるものか把握をしていないが、申請があった際は認定要件にある、「その他教育委員会が必要と認める者」という要件で個別に対応する。
鹿児島県	志布志市	○							○											○										○					
鹿児島県	奄美市	○							○											○										○					
鹿児島県	南九州市	○							○											○								○							
鹿児島県	伊佐市	○							○											○										○					
鹿児島県	姶良市	○							○											○										○					
鹿児島県	三島村		○									○																		○					
鹿児島県	十島村		○									○																			○				
鹿児島県	さつま町	○							○											○										○					
鹿児島県	長島町		○									○																					○		
鹿児島県	湧水町	○							○										○											○					
鹿児島県	大崎町	○							○											○										○					
鹿児島県	東串良町	○							○										○													○			
鹿児島県	錦江町	○							○										○											○					
鹿児島県	南大隅町	○							○											○													○		
鹿児島県	肝付町	○							○											○											○				
鹿児島県	中種子町	○							○											○										○					
鹿児島県	南種子町	○							○											○										○					

		4. 就学援助制度の模倶規定・認定基準について																							5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について										6. 就学援助率
		(3) 令和4年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																			(4) (3)でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）		(5) (3)でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）				4. (3)でソ、タに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和4年4月以降の対応										
都道府県	市町村名	ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を(4)に記入してください。）	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を(4)に記入してください。）	チ. 特別支援教育就学奨励費の要保護認定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を(4)に記入してください。記入例はコメント欄参照）	ツ. 市区町村民税（所得割）又は均等割課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および自安額を(5)に記入してください。）	テ. その他（内容を(6)に記入してください。）	係数（倍率）	係数（倍率）	(6) (3)で子と回答した場合、その他の基準の内容	(7) 補足事項	(1) 令和4年4月以降、準要保護の認定基準として見直し後の生活保護基準を認定基準に反映させるか。		(2) (1)にて「ア. 反映させる（新たな認定基準に更新）」と回答した場合、令和4年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。				(3) (2)でエとした場合のその内容	(4) (1)でイ. 反映させないとした場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		令和3年度
																									ア. 反映させる（新たな認定基準に更新）	イ. 反映させない（従前の認定基準を継続）	ア. 生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。（見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など）	イ. 生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない（準要保護者がいない、影響を受ける所得層の準要保護者がいない等）	ウ. 生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	エ. その他（(3)に内容を記載してください。）		年	月	
		倍	倍																																
43	43	36	39	27	26	26	34	18	15	17	22	19	15	21	14	4	4	6	1	7	14	1	7	3	4	4	1	1	2	0	0	4	4		
鹿児島県	鹿児島市																○				1.35					○						平成25	4	25%未満
鹿児島県	鹿屋市	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○				○			1.2			アへス（キ除く）の項目に該当する場合かつ、チの項目を満たす場合を認定としている。										30%未満
鹿児島県	枕崎市	○	○	○	○	○	○	○						○																					20%未満
鹿児島県	阿久根市	○	○				○							○		○					1.3				○					○					15%未満
鹿児島県	出水市	○	○	○	○	○	○				○					○					1.1			ソ. については、生活保護基準が変更されることによる影響を及ぼさないようにとの文科省からの通知の元、平成24年基準を継続して採用している。		○						平成24	8	25%未満
鹿児島県	指宿市	○	○			○	○					○																							25%未満
鹿児島県	西之表市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																				25%未満
鹿児島県	垂水市	○	○	○			○			○	○						○			○	1.3			前年の状況と比較して失業又は傷病等の特別な事情により経済的に困窮していると認められる者		○		○						20%未満
鹿児島県	薩摩川内市	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○			1.2														25%未満
鹿児島県	日置市	○	○		○	○	○			○	○	○																							15%未満
鹿児島県	曽於市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○			○				1.3				○			○							10%未満
鹿児島県	霧島市																○				1.2					○						平成24	12	30%未満
鹿児島県	いちき串木野市	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○			1.2														30%未満
鹿児島県	南さつま市	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○		○	○					1.2					○						平成31	4	20%未満
鹿児島県	志布志市	○	○	○	○		○				○																								25%未満
鹿児島県	奄美市	○	○	○			○													○				その他教育委員会が特別な理由による申請を認めた場合。 この基準により、難病治療のために島外の専門病院へ頻繁に通院する必要があり、それらにかかる費用が家計を圧迫している世帯に対して援助を実施した事例がある。 このような特別な理由で就学援助申請を行う場合は、保護者・学校長の意見書をもって認定審査を行うこととしている。											30%未満
鹿児島県	南九州市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○					○				子どもの人数が3人以上の場合は、以下の額を市民税所得割額に加えた額を基準としている。 ※21,300円／人（16歳未満）、11,100円／人（16～18歳）											25%未満
鹿児島県	伊佐市	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○																				20%未満
鹿児島県	姶良市	○	○				○											○			1.2														20%未満
鹿児島県	三島村	○	○	○	○	○	○		○			○																							15%未満
鹿児島県	十島村															○					1.3				○					○					20%未満
鹿児島県	さつま町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1														25%未満
鹿児島県	長島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																				25%未満
鹿児島県	湧水町	○	○	○			○																												10%未満
鹿児島県	大崎町	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○						○				世帯全員の所得額が町の定める基準額以下である者。災害などにより学校納付金又は、学用品費等の負担が困難と認められる者											15%未満
鹿児島県	東串良町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																					20%未満
鹿児島県	錦江町	○	○	○	○	○	○							○																					20%未満
鹿児島県	南大隅町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○																					10%未満
鹿児島県	肝付町	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○																				20%未満
鹿児島県	中種子町																		○			1													30%未満
鹿児島県	南種子町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.2														25%未満

7. 令和4年度準要保護就学援助額

1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（1） 費目毎の援助額

都道府県	市町村名	学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										（5）補足事項
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	
43	43	43	1	1	0	0	0	41	41	1	1	43	1	1	1	1	1	40	40	1	0	6	3	3	0	0	0	1	1	1	0	33	12	12	12	12	12	5	5	4	2	13
鹿児島県	鹿児島市	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	23,357								○	○	16,510								医療費は、令和4年度予算に計上した単価
鹿児島県	鹿屋市	○						○	11,420			○						○	50,600													○			○	20,600	14,733					各項目の支給平均額については、総支給額を支給人数で割ったものです。
鹿児島県	枕崎市	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	15,732								校外活動費(宿泊を伴うもの),オンライン学習通信費については、令和3年度実績なし。医療費については現物給付
鹿児島県	阿久根市	○						○	11,420			○						○	40,600			○										○	○	13,262							実費の8割	
鹿児島県	出水市	○						○	11,630			○						○	51,060			○								○		○	○	17,531								通学費については、通学補助金制度に準拠した金額を支給。往復自家用車：6，000円（片道　3，000円）、バス：19，950円（片道　9，986円） オンライン学習通信費については、令和3年9月分からの支給のため、上限額に対して支給平均額が低い。
鹿児島県	指宿市	○						○	11,420			○						○	40,600													○			○	17,490	13,754					
鹿児島県	西之表市	○						○	11,420			○						○	40,600													○			○	17,000	17,000					
鹿児島県	垂水市	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	22,690	16,279					通学用品費は1学年を除く学年に支給 学校給食費は保護者負担額の80%を支給
鹿児島県	薩摩川内市	○						○	11,630			○						○	51,060			○	○	実績なし								○	○	15,350								支給平均額は、令和3年度実績額 学校給食費は、実費の8割支給 通学費は実績なし
鹿児島県	日置市	○						○	10,460			○						○	45,950													○			○	20,420	16,304					
鹿児島県	曽於市	○						○	11,630			○						○	51,060													○						○	22,690			
鹿児島県	霧島市	○						○	11,520			○						○	50,600													○			○	21,670	16,362					
鹿児島県	いちき串木野市	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	20,000	14,813					
鹿児島県	南さつま市	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	13,534								
鹿児島県	志布志市	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	実費の95%								
鹿児島県	奄美市	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	5,800								【修学旅行費】・・・へき地児童生徒援助費で援助できなかった分（保護者実費分）を全額支給している。 【学校給食費】・・・年間給食費の75%を支給。 【学用品費・通学用品費・校外活動費】・・・本市ではこの3つの費目を合わせて、「学用品費等」として支給している。
鹿児島県	南九州市	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	18,108								
鹿児島県	伊佐市	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	22,690	22,000					
鹿児島県	姶良市	○						○	11,520			○						○	50,600			○	○	0								○	○	17,874								体育実技用品費・通学費・校外活動費・クラブ活動費・生徒会費・PTA会費・卒業アルバム代等・オンライン学習通信費・医療費については、支給の実績がない。学校給食費は、実費の8割支給となっている（支給平均額：35,200円）。
鹿児島県	三島村	○						○	11,420			○						○	10,235													○							○	参加費から1万円を引いた額を公費で支出	
鹿児島県	十島村	○						○	13,270			○						○	19,900																							
鹿児島県	さつま町	○						○	11,630			○						○	51,060													○			○	22,690	12,160					
鹿児島県	長島町	○						○	11,520			○						○	50,600													○								○		修学旅行費は実費の一部を支給、医療費は医療に要した実費、給食費は全児童生徒無償
鹿児島県	湧水町	○						○	11,420			○						○	40,600													○			○	11,345	8,011					
鹿児島県	大崎町	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	22,690	22,401					
鹿児島県	東串良町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	17,771								
鹿児島県	錦江町	○						○	11,630			○						○	54,060													○						○	13,000			
鹿児島県	南大隅町	○	○	14,780								○	○	50,600																		○	○	12,000								学用品費年間支給額・・・1年生 12,610円 ・ 2年から6年 14,780円 給食費　月1,000円の11月分
鹿児島県	肝付町	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	22,690	18,500					
鹿児島県	中種子町	○						○	14,000			○						○	20,000													○						○	25,000			
鹿児島県	南種子町	○						○	11,630			○						○	54,060													○						○	25,000			

| 都道府県 | 市町村名 | （2） 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額） | | |

Ⅰ　令和4年度就学援助制度の実施について

1．就学援助制度の周知方法

都道府県	市町村名	（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○）										（2）（1）のコの内容	（3）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの1つに○）					（4）（3）のオの内容・補足事項	（5）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるもの全てに○）							（6）（5）のキの内容	（7）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるもの全てに○）					
		ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他（内容を（2）に記入してください）		ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他（内容を（4）に記入してください。）		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会	キ．その他（内容を（6）に記入してください。）		ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間給援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他
鹿児島県	屋久島町	○			○			○							○						○										○		
鹿児島県	大和村	○				○	○	○						○					○								○				○		
鹿児島県	宇検村	○					○	○							○				○												○		
鹿児島県	瀬戸内町	○		○			○	○			○	首長部局のウェブサイトに制度を掲載			○							○					○		○	○			
鹿児島県	龍郷町	○		○				○							○							○										
鹿児島県	喜界町	○				○	○	○			○	翌年度の小・中学校新1年生が在籍する園や学校で対象となる園児（年長）及び児童（小6）の保護者に書類を配布			○				○												○		
鹿児島県	徳之島町	○			○			○		○					○							○								○		
鹿児島県	天城町	○			○			○							○							○								○		
鹿児島県	伊仙町	○		○	○		○	○							○							○										○
鹿児島県	和泊町	○		○	○	○	○	○		○					○				○								○						
鹿児島県	知名町	○						○							○							○										
鹿児島県	与論町	○				○	○	○							○				○								○						

2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）

令和4年7月時点の貴市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）

都道府県	市町村名	<小学校> (1) 実施・検討状況について							<小学校> (3)(1)でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<小学校> (4)(1)でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）									<小学校> (5)(1)でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法 （あてはまるもの全てに○）											<小学校> (7) (4)でア、イ、ウ、エの場合の ①周知時期、 ②申請期日、 ③(7)の場合）支給時期	<小学校> (8)(1)でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに○）					
		ア．入学前支給を行っ	イ．入学前支給を行っ	ウ．入学前支給を行っ	エ．そもそも新入学学用	オ．そもそも対象者がい	カ．その他（内容を(2)		ア．令和3年度（令和	イ．令和4年度（令和	ウ．令和5年度（令和	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入	ア．教育委員会の	イ．自治体の広報	ウ．就学案内の書	エ．就学時健康診	オ．学校の入学前	カ．域内の幼稚園	キ．域内の小中学	ク．民生委員やス	ケ．小学校入学予	コ．その他（内容			ア．予算の確保が困	イ．規則改正などの	ウ．認定回数が増え	エ．（入学前支給と	オ．その他（内容を	
鹿児島県	屋久島町	○							○										○						○														
鹿児島県	大和村	○							○										○			○				○													
鹿児島県	宇検村		○							○																													
鹿児島県	瀬戸内町	○							○											○				○							○	就学時健康診断の際に保護者へ直接案内し、配布							
鹿児島県	龍郷町	○							○											○										○									
鹿児島県	喜界町	○							○											○						○	○												
鹿児島県	徳之島町	○							○										○					○	○														
鹿児島県	天城町			○				入学後の1学期分（7月ごろ支給）の就学援助費支給に合わせて、「新入学用品費」を含めて支給。																																
鹿児島県	伊仙町	○							○											○		○			○														
鹿児島県	和泊町		○									○																											
鹿児島県	知名町		○									○																											
鹿児島県	与論町			○																													○		○				

| | | |

		4. 就学援助制度の模擬規定・認定基準について																							5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について									6. 就学援助率
		（3） 令和4年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																			（4）（3）でソ，タ又はチに○をした場合，生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（5）（3）でツに○をした場合，市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）				4．（3）でソ，タに○をした場合，平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い，見直し前と比べて，生活保護基準額が減額となる場合についての令和4年4月以降の対応									
都道府県	市町村名	ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由して	シ．経済的な理由による欠席が日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる	セ．生活福祉資金による貸付	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護基準額を参照して額を定めているものの）（例：生活保護の1.3倍	チ．特別支援教育就学奨励費の要保護認定に用いる保護基準額，又は同基準額に一定の係数を	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最	テ．その他（内容を（6）に記入してください。）	係数（倍率）	係数（倍率）	（6）（3）でテと回答した場合，その他の基準の内容	（7）補足事項	（1） 令和4年4月以降，準要保護の認定基準として見直し後の生活保護基準を認定基準に反映させるか。		（2）（1）にて「ア．反映させる（新たな認定基準に更新）」と回答した場合，令和4年4月以降，生活保護基準見直しにより，従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合，生活保護基準見直しの影響に対して，何らかの対応を行っているか。				（3） （2）でエとした場合のその内容	（4） （1）でイ．反映させないとした場合，いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		令和3年度
																									ア．反映させる（新たな認定基準に更新）	イ．反映させない（従前の認定基準を継続）	ア．生活保護基準見直しの影響が生じる可能	イ．生活保護基準見直しの影響が生じな	ウ．生活保護基準見直しの影響が生じる	エ．その他（（3）に内容を記載してくださ				
鹿児島県	屋久島町	○	○				○							○																				30%未満
鹿児島県	大和村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																			30%未満
鹿児島県	宇検村	○	○																		○			市区町村民税の均等割のみ課税										20%未満
鹿児島県	瀬戸内町	○	○		○	○	○	○		○	○										○			経済的に困難または特別な事情がある。										30%未満
鹿児島県	龍郷町	○	○	○																														20%未満
鹿児島県	喜界町	○	○		○	○	○	○		○	○				○						○			経済的に困難または特別な事情があると認められた者（具体的な指標は示されていない）	市区町村民税の均等割世帯についても認定している										30%未満
鹿児島県	徳之島町		○																															25%未満
鹿児島県	天城町		○																															25%未満
鹿児島県	伊仙町		○																															20%未満
鹿児島県	和泊町	○	○		○		○	○				○																						10%未満
鹿児島県	知名町	○	○	○	○	○	○	○						○	○																			15%未満
鹿児島県	与論町	○	○	○	○	○	○	○						○	○																			25%未満

7. 令和4年度準要保護就学援助額

1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（1） 費目毎の援助額

都道府県	市町村名	学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費									（5）補足事項
鹿児島県	屋久島町	○					○	11,420			○						○	40,600												○					○	21,850			
鹿児島県	大和村	○					○	11,630			○						○	51,600												○							○		修学旅行費はへき地児童生徒援助費補助金を活用している。
鹿児島県	宇検村	○					○	11,630			○						○	51,060												○							○		修学旅行費は、「へき地児童生徒援助費等補助金」で別途助成（30,000円）。 学校給食費は、「宇検村学校給食費助成金」で別途助成（38,000円）。
鹿児島県	瀬戸内町	○					○	11,630			○						○	51,060																					
鹿児島県	龍郷町	○					○	11,630			○						○	54,060																					
鹿児島県	喜界町	○					○	11,630			○						○	54,060																					
鹿児島県	徳之島町	○					○	11,100			○						○	19,900																					
鹿児島県	天城町	○					○	11,100			○						○	19,900			○						○	2,170											
鹿児島県	伊仙町	○					○	11,100			○						○	19,900																					
鹿児島県	和泊町	○					○	11,630			○			○	54,060	54,060																							
鹿児島県	知名町	○					○	※		1年10,600円 2～6年12,700円	○						○	20,470																					
鹿児島県	与論町	○							○		○								○																				医療費は、発行した医療券を使用し、学校病で受診した場合に自己負担額の3%を負担しています。 学用品費及び学校給食費は、学期ごとに75%程度を支給しています。

| 都道府県 | 市町村名 | （2） 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額） | | |